

例 1

令和 5 年所得に比べ、令和 6 年所得が減少（退職等）

（世帯主・配偶者・子ども 1 人の 3 人世帯の場合）

令和 5 年所得



令和 6 年所得



DOWN

令和 6 年分推計所得税額 60,000 円
（令和 5 年所得をもとに算出した税額）

定額減税可能額^{注 1} 90,000 円
（※所得税分）

㊤ 令和 6 年度調整給付金 30,000 円^{注 2}
注 2 : 90,000 円（定額減税可能額）－ 60,000 円（推計所得税額）
＝ 30,000 円

注 1 : 定額減税可能額 = (本人 + 扶養親族数) × 3 万円

令和 6 年分所得税額 40,000 円
（確定申告等で決定した税額）

定額減税可能額^{注 1} 90,000 円
（※所得税分）

㊤ 本来給付されるべき給付額 50,000 円^{注 2}
注 2 : 90,000 円（定額減税可能額）－ 40,000 円（所得税額）
＝ 50,000 円

㊤ - ㊤ の差額の 20,000 円を不足額給付金として支給

【解説】

令和 5 年所得に基づく令和 6 年分推計所得税額 60,000 円、所得税分の定額減税可能額が 90,000 円で、令和 6 年度調整給付金は 30,000 円であった。

令和 6 年所得が確定して 令和 6 年分所得税額 40,000 円となったため、所得税分の定額減税可能額が 90,000 円により、本来給付すべき給付額が 50,000 円となった場合、令和 6 年度調整給付金 30,000 円と本来の給付額 50,000 円の差額である 20,000 円が不足額給付金として支給される。